

付 議 第 6 号

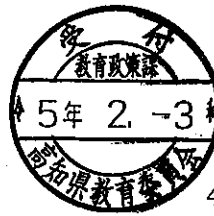
高知県スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例議案に係る
意見聴取に関する議案

令和5年2月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

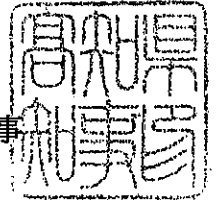
（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



4 高政企第 286 号
令和 5 年 2 月 3 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 5 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 5 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 2 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
- 3 高知県スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例議案
- 4 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 5 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 6 清水高等学校校舎棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 7 清水高等学校体育館・多目的教室棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 8 令和 5 年度高知県一般会計予算（所管分）
- 9 令和 5 年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 10 令和 4 年度高知県一般会計補正予算（所管分）
- 11 令和 4 年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算

第 号

高知県スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例議案

高知県スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月 日提出

高知県知事 濱田 省司

高知県スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例

高知県スポーツ推進審議会条例（昭和37年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県スポーツ振興県民会議条例

第1条中「に規定する」を「の規定に基づき、同項に規定する審議会その他の」に、「高知県スポーツ推進審議会（以下「審議会」）」を「高知県スポーツ振興県民会議（以下「県民会議」）」に、「同条の規定により審議会」を「県民会議」に改める。

第2条中「審議会」を「県民会議」に改め、同条第1号中「及び変更」を「、変更、検証及び評価」に改める。

第3条第1項中「審議会」を「県民会議」に、「15人以内」を「25人以内」に改め、同条第2項中「審議会」を「県民会議」に改める。

第4条中「審議会」を「県民会議」に改め、同条に次の1号を加える。

（4）前3号に掲げる者のほか、知事が必要があると認める者

第5条第1項並びに第6条第1項及び第2項中「審議会」を「県民会議」に改める。

第7条第1項中「審議会の会議（以下この条）」を「県民会議の会議（以下この条及び次条）」に改める。

第8条中「審議会」を「県民会議」に改め、同条を第11条とし、第7条の次に次の3条を加える。

（委員以外の者の出席等）

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、及び意見を求めることができる。

（部会）

第9条 県民会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によって定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。
- 6 前2条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第10条 県民会議の庶務は、高知県文化生活スポーツ部において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の高知県スポーツ推進審議会条例第1条の高知県スポーツ推進審議会（以下この項において「従前の高知県スポーツ推進審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）においてこの条例による改正後の高知県スポーツ振興県民会議条例（以下「新条例」という。）第4条の規定により高知県スポーツ振興県民会議（以下「県民会議」という。）の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる県民会議の委員の任期は、新条例第5条第1項の規定にかかわらず、施行日における従前の高知県スポーツ推進審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 施行日以後最初に新条例第4条の規定により任命される県民会議の委員の任期は、新条例第5条第1項の規定にかかわらず、令和5年8月15日までとする。

高知県スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、本県のスポーツの推進に関する重要事項をより広い視点で調査審議するため、高知県スポーツ推進審議会に高知県スポーツ振興県民会議を統合し、名称を高知県スポーツ振興県民会議に改めるとともに、調査審議事項の追加、部会の設置等必要な改正をしようとするものである。

高知県スポーツ振興県民会議条例（抜粋）

高知県スポーツ推進審議会条例（抜粋）

（設置等）

第1条 この条例は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、同項に規定する審議会その他の合議制の機関として高知県スポーツ振興県民会議（以下「県民会議」という。）を設置するとともに、県民会議の組織及び運営に必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 県民会議は、知事又は高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、及び当該事項に関して知事又は教育委員会に建議する。

- (1) 地方スポーツ推進計画の策定、変更、検証及び評価に関すること。
- (2) スポーツの指導者等の養成及び資質の向上並びにその活用に関すること。
- (3) スポーツ施設（スポーツの設備を含む。）の整備等に関すること。
- (4) スポーツ事故の防止等に関すること。
- (5) スポーツに関する科学的研究の推進等に関すること。
- (6) 学校における体育の充実に関すること。
- (7) スポーツ産業の事業者との連携等に関すること。
- (8) 顕彰に関すること。

（設置等）

第1条 この条例は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条に規定する合議制の機関として高知県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置するとともに、同条の規定により審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 審議会は、知事又は高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、及び当該事項に関して知事又は教育委員会に建議する。

- (1) 地方スポーツ推進計画の策定及び変更に関すること。
- (2) スポーツの指導者等の養成及び資質の向上並びにその活用に関すること。
- (3) スポーツ施設（スポーツの設備を含む。）の整備等に関すること。
- (4) スポーツ事故の防止等に関すること。
- (5) スポーツに関する科学的研究の推進等に関すること。
- (6) 学校における体育の充実に関すること。
- (7) スポーツ産業の事業者との連携等に関すること。
- (8) 顕彰に関すること。

- (9) スポーツに係る事業の実施及び奨励に関すること。
- (10) スポーツの競技水準の向上に関すること。
- (11) スポーツ団体に対する補助金等の交付に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に必要な

事項

(組織)

第3条 県民会議は、委員25人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、県民会議に臨時委員を置くことができる。

(任命)

第4条 県民会議の委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、知事が教育委員会の意見を聴いて任命する。

- (1) スポーツ又は学校体育に関する団体の役職員
- (2) 市町村関係団体の役職員
- (3) 学識経験を有する者

(4) 前3号に掲げる者のほか、知事が必要であると認める者

(任期等)

第5条 県民会議の委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 3 委員が任命された時における当該職又は身分を失ったときは、委員の職を失う。

(会長等)

- (9) スポーツに係る事業の実施及び奨励に関すること。
- (10) スポーツの競技水準の向上に関すること。
- (11) スポーツ団体に対する補助金等の交付に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に必要な

事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(任命)

第4条 審議会の委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、知事が教育委員会の意見を聴いて任命する。

- (1) スポーツ又は学校体育に関する団体の役職員
- (2) 市町村関係団体の役職員
- (3) 学識経験を有する者

(任期等)

第5条 審議会の委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 3 委員が任命された時における当該職又は身分を失ったときは、委員の職を失う。

(会長等)

第6条 県民会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 県民会議の会議（以下この条及び次条において「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員及び議事に関する臨時委員の総数の半数以上の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

- 3 会長は、会議の議長となる。

- 4 会議の議事は、委員及び議事に関する臨時委員のうち、出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席等）

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、及び意見を求めることができる。

（部会）

第9条 県民会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によって定める。

- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）

- は、会長が招集する。
- 2 会議は、委員及び議事に関する臨時委員の総数の半数以上の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

- 3 会長は、会議の議長となる。

- 4 会議の議事は、委員及び議事に関する臨時委員のうち、出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

6 前2条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第10条 県民会議の庶務は、高知県文化生活スポーツ部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、県民会議の組織及び運営に
関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に
関し必要な事項は、規則で定める。

条例改正の理由

本県のスポーツ推進に関する重要事項をより広い視点で調査審議するため、高知県スポーツ推進審議会に高知県スポーツ振興県民会議を統合し、名称を高知県スポーツ振興県民会議に改めるとともに、調査審議事項の追加、部会の設置等必要な改正をしようとするもの

条例改正による「スポーツに関する会議」の見直しの主な内容

項目	改正前（現行の会議の概要）		改正後
会議名称	高知県スポーツ推進審議会	高知県スポーツ振興県民会議	高知県スポーツ振興県民会議
設置根拠	高知県スポーツ推進審議会条例 (平成23年度～)	高知県スポーツ振興県民会議設置要綱 (平成29年度～)	高知県スポーツ振興県民会議条例
開催回数	1回/年	R3:2回/年、R4:3回/年	3回以内/年
主な調査審議の内容	○「高知県スポーツ振興県民会議」による調査審議の結果のうち、スポーツ推進計画の策定などについて確認	○スポーツ推進計画の策定、検証及び評価 ○スポーツ振興への協力・支援に関する事項 ○スポーツ施策の進捗管理 など	○スポーツ推進計画の策定、検証及び評価 ○スポーツ振興への協力・支援に関する事項 ○スポーツ施策の進捗管理 ○スポーツ施設(含スポーツの設備)の整備 ○スポーツの顕彰に関する事項 ○その他、スポーツ推進に関し必要な事項 など
部会	なし	2つの専門部会を設置 (地域スポーツ推進部会、競技力向上部会) (開催回数 R3:各2回/年、R4:各3回/年)	必要に応じて設置
委員数	12名 ※うち9名は高知県スポーツ振興県民会議の委員と同じ。	県民会議:21名 専門部会:地域スポーツ推進部会10名 競技力向上部会9名	25名以内
任期	2年	1年	2年 (当初の委員は、現行の「高知県スポーツ推進審議会」及び「高知県スポーツ振興県民会議」の委員とすることを想定)

改正条例の施行期日

令和5年4月1日